

## 神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

最低賃金制度は、労働者の賃金・労働条件の改善を図る上で重要な役割を果たし、労働者の生活安定や労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に貢献してきたところである。

しかし、今日、厳しい経済情勢等により新規卒業も含めた正社員の採用減少や、雇用形態の多様化の名のもとに進められた労働者の非正規化等により、非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層が増大している。また、自ら生計を維持している非正規労働者が拡大しており、安心・安定が確保された生活を営むことを可能とするためにも、必要不可欠な社会的セーフティネットの一つである最低賃金制度の果たす役割はますます大きくなっていると考える。

このような状況において、最低賃金制度を有効に機能させるためにも、地域別最低賃金の改善、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結拡大を進めることによる事業の公正な競争の確保及び均等・均衡待遇が重要な課題であると考えます。

よって、国におかれては、平成24年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、下記の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金論議については、生活保護者との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図ること。また、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 6 月 27 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} あて

小田原市議会